

(お知らせ)

2023年10月
四国電力送配電株式会社

建設工事等に伴う当社設備への建設用防護管取付に係る お申込方法および費用負担の見直しについて

当社の架空配電線等の近傍での建設工事等で、クレーンや工事用足場等を使用される場合、事業者さまは、関係法令[※]に基づき、作業者の感電防止や公衆災害の防止のために電線路等への防護管取付等の安全措置を講じる必要がございます。

これまで当社は、事業者さまから防護管（シート類含む）取付のお申込を頂き、取付・撤去の工事（以下「防護管取付工事」という。）を、当社の費用負担で行ってまいりました。この度、一般送配電事業者としての公平・中立な立場を考慮した結果、当該工事に係る費用を、各事業者さまにご負担いただくことといたしました。また、本見直しに合わせて、お申込方法の見直しも行うことといたしました。

具体的には、2024年1月10日（水）以降の防護管取付のお申込分から、当社防護管センターにインターネットでお申込いただくよう変更いたします。

また、2024年4月1日（月）以降のお申込分から、各事業者さまに当社へ取付・撤去費用をお支払いいただくよう変更いたします。

取扱いの詳細につきましては、別紙「建設工事等に伴う当社設備への建設用防護管取付に係るお申込方法および費用負担の見直しについて（お知らせ）」をご参照ください。

今回、防護管取付工事のお申込方法や費用負担の取扱いを見直しますが、事業者さまが防護管取付工事を円滑にお申込いただけるよう努めてまいります。また、引き続き、電気事故防止の活動に取り組んでまいりますので、感電災害防止、停電事故防止へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※：労働安全衛生法や建設業法等において、労働災害の防止（感電防止）や公衆災害の防止（電線等の損傷防止、電線等の損傷・接触による停電事故防止）の観点から、建設工事等を行う各事業者さまには防護管取付等の安全措置を講ずる義務が課せられています。

以上

建設工事等に伴う当社設備への建設用防護管取付に係る お申込方法および費用負担の見直しについて（お知らせ）

1. 背景

建設工事等において、当社設備近傍での作業でクレーンや工事用足場等をご使用の場合、各事業者さまからお申込を頂き、当社において防護管工事（費用負担含む）を行ってまいりました。

一方、建設工事等における防護管取付等の安全措置は、関係法令※に基づき、各事業者さまに義務付けられていることから、この度、当社は一般送配電事業者としての公平・中立な立場を考え、当社による当該工事に係る費用を、**各事業者さまにご負担いただくことといたしました。**（詳細は「2.見直し内容」のとおり）

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 労働安全衛生法や建設業法等において、労働・公衆災害の防止（感電・電線等への接触・断線の防止）の観点から、建設工事等を行う事業者さまには防護管取付等安全措置を講ずることが義務付けられています。

当社としましては、引き続き、防護管未取付による感電災害や停電事故の撲滅に向けて、**以下の取り組みを充実させてまいります。**

- 当社ホームページの電気事故防止PR内容の充実
- 当社の現場出向機会を活用した、建設工事等における防護管取付等の安全措置の促進
- 各事業者さまへのダイレクトメール送付（今回のお知らせ）

防護管取付箇所



2. 見直し内容

当社による防護管工事の費用負担の見直しに合わせて、お申込方法の見直しも行います。

お申込受付後、工事調整・作業手続き等に**標準で3週間程度の期間**を要しますので、予めご了承ください。

申込受付時期		～2024年1月9日	2024年1月10日 ～3月31日	2024年4月1日～
(1)申込方法	申込先	四国電力送配電 各支社・事業所	四国電力送配電 防護管センター	四国電力送配電 防護管センター
	申込手段	電話・FAX	インターネット	インターネット
(2)費用負担		四国電力送配電	四国電力送配電	各事業者さま
事業者さまの 工事開始時期 ※		～2024年2月29日まで	～2024年5月31日まで	—

※：事業者さまの工事開始とは、防護管取付の申込理由となるクレーンや工事用足場等のご使用開始を指します。

2024年3月31日までのお申込で、防護管を取付後、2024年6月1日以降も事業者さまの工事開始が確認できない場合、災害・悪天候等のやむを得ない事由を除き、工事費をご請求いたします。

3. 見直し後の主な手続きの流れ

(1) 申込方法 (切替時期：2024年1月10日)

- **各事業者さまから防護管センターに直接インターネット (Web) によりお申し込みいただきます。**
- 詳細な申込方法等は、準備が整い次第、別途、当社ホームページにてお知らせいたします。
お知らせ予定：2023年11～12月頃 (<https://www.yonden.co.jp/nw/bougokan/index.html>)
- 取付工事・撤去工事に係る主な手続きの流れは、次のとおりです。

<取付工事>

- ・ 当社ホームページから防護管取付のお申込をいただきます。
- ・ **お申込の際は、場所・防護範囲が分かる写真等を添付いただきます。**
- ・ 申込内容を確認のうえ、事業者さまに対し日程調整・防護範囲等の確認電話をいたします。

<撤去工事>

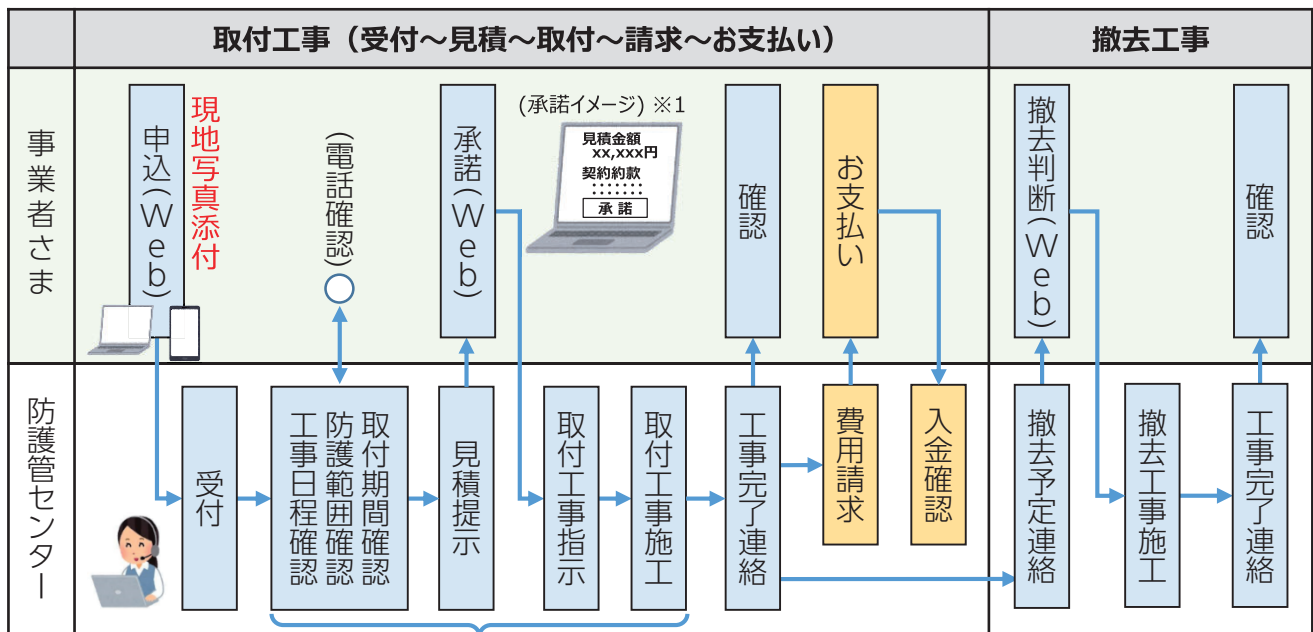
- ・ お申し込みいただきました取付期間満了後に撤去いたします。
- ・ 撤去時期の変更等のご要望がありましたら、防護管センターに連絡をお願いいたします。

二次元コード



(2) 費用負担 (切替時期：2024年4月1日)

- お支払いの手続・費用等の詳細は、準備が整い次第、当社ホームページにてお知らせいたします。
お知らせ予定：2024年1～2月頃



当社の申込受付後、標準で3週間程度を要します ※2

※1：費用と契約約款をご確認いただき、インターネット (Web) でご承諾いただきましたら契約成立となります。

※2：標準処理日数は、道路占用申請等が不要な場合となります。なお、災害・悪天候等でやむを得ず取付希望日までに実施できない場合もございます。

- 今後とも、感電災害・停電事故防止にご留意くださいますようお願い申し上げます。

<留意点> 2019年9月に「建設工事公衆災害防止対策要綱」が改正となり、架線接触の事故防止措置については、近年の建設工事の災害事例等を踏まえ、具体的な安全措置の内容が規定 (拡充) されています。

- なお、危険な現場を発見した場合、当社から作業中止を含めた注意喚起を実施させていただきます。危険な場合やご協力いただけない場合は、所轄の労働基準監督署に連絡いたします。

【お問合せ先】 四国電力送配電(株) 防護管センター < bougokan@yonden.co.jp >

(参考)

解体工事をされる事業者さまへ

四国電力送配電からのお願い

- ① 解体する建屋に 電気の計量設備や引込線が残っていないことのご確認をお願いします



- ② 電気の計量設備や引込線が残っている場合は
四国電力送配電までご連絡をお願いします

※撤去手配に数日を要することもございます。お早めのご連絡をよろしくお願いいたします (必要により電気のご契約状況をご確認いただく場合もございます)

【計量設備・引込線の撤去に関する連絡先】



四国電力送配電株式会社 ネットワークコールセンター

徳島県内 ☎ 0120-410-105 愛媛県内 ☎ 0120-410-503

高知県内 ☎ 0120-410-286 香川県内 ☎ 0120-410-805

計量設備や引込線が残っている状態で解体すると…

注意

火災・感電の
恐れがあります



計量設備や引込線がない状態での
解体工事着手をお願いいたします